

平成25年7月8日、四国電力（株）は、原子力規制委員会へ新規規制基準に基づく伊方3号機の原子炉設置変更許可申請を提出し、同時に県及び伊方町に対して、今回の申請に係る施設や機能の変更について、安全協定に基づく事前協議書を提出した。

この申請を受けて、原子力規制委員会では、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて改正された関係法令に基づき、新しい規制基準に適合しているかどうか審査を進めてきた結果、約2年に及ぶ審査を経て、平成27年7月15日に伊方3号機の原子炉設置変更を許可している。

県においても、伊方原子力発電所環境安全管理委員会を開催し、四国電力（株）から申請内容等について、原子力規制委員会から規制基準の内容等について説明を受け、原子力規制委員会の審査と並行して審議を行い、国の審査を踏まえた安全性や、県から要請した追加安全対策について確認し、平成27年8月28日の伊方原子力発電所環境安全管理委員会において、それぞれ妥当であることが確認されている。

その後、伊方3号機は、四国電力(株)が平成28年3月25日に提出した使用前検査申請に基づき、原子力規制委員会の使用前検査が実施され、同年8月12日に再起動して、同委員会による最終的な検査を経て、9月7日、通常運転を開始した。

なお、県としても国の使用前検査と並行して、重要な節目節目で現地に職員を派遣し、確認を行っている。

伊方1号機については、四国電力（株）が平成28年3月25日、廃炉とする方針を表明し、5月10日、電気事業法上廃止されている。

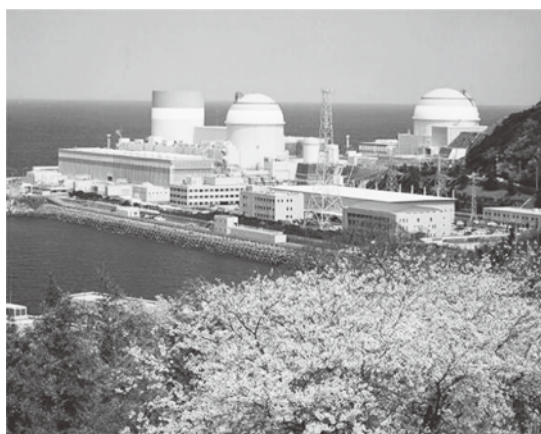


図2-1-4 四国電力(株)伊方発電所（全景）

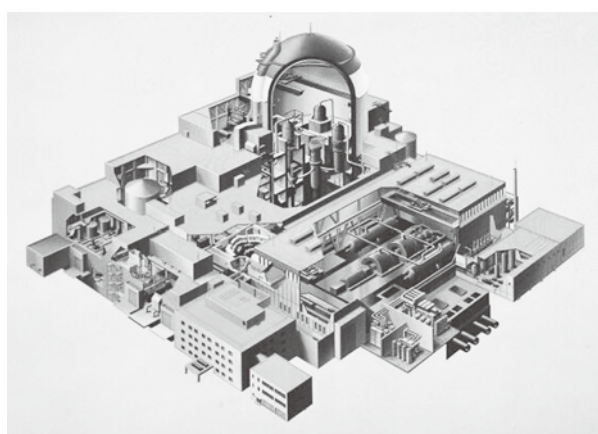


図2-1-5 四国電力(株)伊方発電所（3号機鳥瞰図）

② 伊方原子力発電所の運転、管理状況

平成27年度における1、2、3号機の運転管理状況は、表2-1-22及び表2-1-23のとおりであり、原子炉を停止した状態が続いている。また、平成27年度の温排水の放出管理状況並びに発電所からの放射性気体廃棄物及び液体廃棄物の放出量を基に評価した周辺公衆の線量は0.0098マイクロシーベルト/年で、安全協定に定める努力目標値を下回っている。

表 2-1-22 平成27年度伊方原子力発電所定期検査状況

号機別	定期検査期間	備考
1号機	平成23年9月4日～	第28回定期検査
2号機	平成24年1月13日～	第23回定期検査
3号機	平成23年4月29日～	第13回定期検査

表 2-1-23 平成27年度伊方原子力発電所運転管理状況

項目		運転管理実績			安全協定に定める値		
		1号機	2号機	3号機			
運転時間	1、2、3号機別	0時間	0時間	0時間			
	発電所全体	0時間 ^(注1)					
発電電力量	1、2、3号機別	0MWH	0MWH	0MWH			
	発電所全体	0MWH					
放射性物質の放出管理状況	気体	放射性	1、2、3号機別	検出されず ^(注2)		検出されず ^(注2)	検出されず ^(注2)
		希ガス	発電所全体	検出されず ^(注2,3)			
		ヨウ素-131	1、2、3号機別	検出されず ^(注2)		検出されず ^(注2)	検出されず ^(注2)
			発電所全体	検出されず ^(注2,3)			
	液体	トリチウムを除く	1・2号機、3号機別	検出されず ^(注2)		検出されず ^(注2)	
			発電所全体	検出されず ^(注2,3)			
		トリチウム	1・2号機、3号機別	2.6×10 ¹¹ ベクレル		9.2×10 ¹⁰ ベクレル	
			発電所全体	3.6×10 ¹¹ ベクレル ^(注3)			
放射性固体廃棄物保管状況 (貯蔵容量:38,500本)		累計 27,510本(2000ドラム缶) ^(注4)					
温排水の放出管理状況 ^(注5)	残留塩素	検出されず ^(注6)		検出されず ^(注6) ～0.029ppm ^(注7)	0.02ppm以下		
	硫酸第一鉄	検出されず ^(注6)		検出されず ^(注6)	鉄として 0.05ppm以下		
	pH(水素イオン濃度)	8.1		8.1	7.8～8.3		
	水温上昇月間平均値	— ^(注8)		— ^(注8)			
施設周辺 ^(注9) における最大線量	気体	0 マイクロシーベルト/年			^(注10) 7マイクロシーベルト/年		
	液体	9.8×10 ⁻³ マイクロシーベルト/年					
	合計	9.8×10 ⁻³ マイクロシーベルト/年					

(注1) 伊方発電所としての運転時間を示す。

(注2) 気体廃棄物(放射性希ガス)、液体廃棄物(トリチウムを除く)の検出限界は、2×10⁻²ベクレル/cm³、気体廃棄物(ヨウ素-131)の検出限界は7×10⁻⁹ベクレル/cm³、放出口における測定値が全て検出限界未満の場合に「検出されず」と表示。

(注3) 保安規定に定める値は、発電所全体で気体廃棄物(希ガス)が1.5×10¹⁵ベクレル/年、気体廃棄物(ヨウ素-131)が8.1×10¹⁰ベクレル/年、液体廃棄物(トリチウムを除く)が1.1×10¹¹ベクレル/年、液体廃棄物(トリチウム)が1.2×10¹⁴ベクレル/

年である。

- (注4) 固体廃棄物として、上表のほか、蒸気発生器保管庫に蒸気発生器4基、保管容器638m³を保管。
- (注5) 循環水ポンプを作動させている期間の取放水口温度差の月間平均値。
- (注6) 残留塩素、硫酸第一鉄の検出限界は0.01ppm
- (注7) 「3号機放水ピット残留塩素濃度の一時的な上昇」事象(平成28年1月8日)における最大値
- (注8) 循環水ポンプの作動なし。
- (注9) 最大線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する評価指針」(旧原子力安全委員会 平成13年3月改訂)による。
- (注10) 努力目標値である。

(2) 対策

① 監視体制

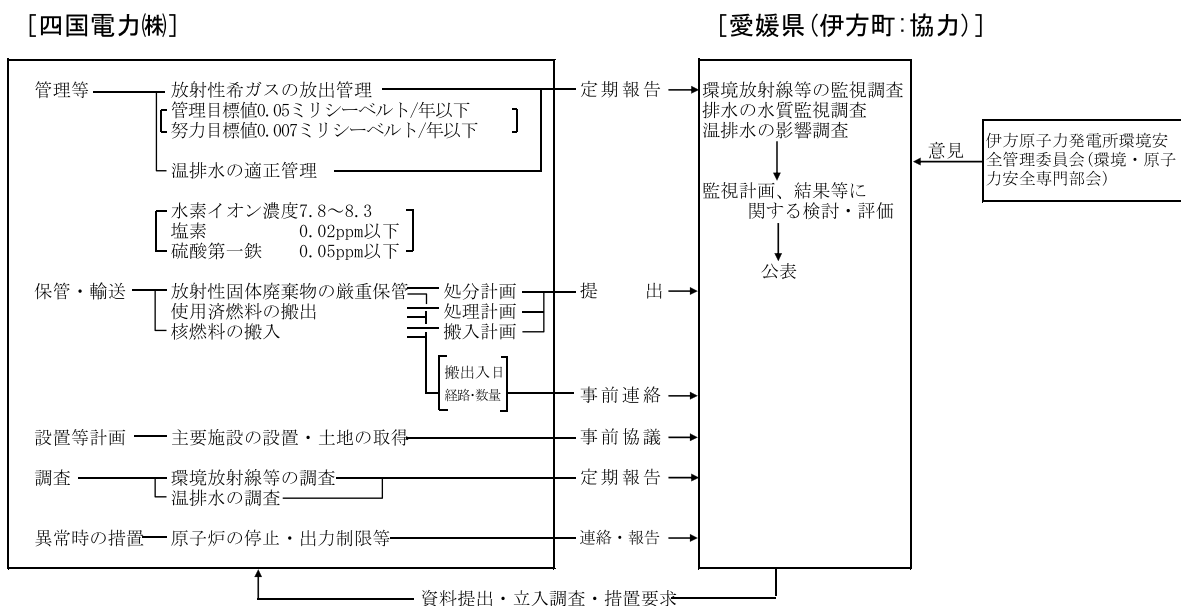
ア 安全協定

原子力発電所の設置許可、変更許可等の規制や監督は、関係法令に基づき国が行うこととなっている。しかし、本県では、原子力発電所周辺住民の安全確保と周辺環境の保全を図るため、1号機の運転開始に先立って昭和51年3月、県及び伊方町並びに四国電力株式会社の3者で「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」(安全協定)を締結し、さらに、昭和60年4月には、3号機の増設に伴い、内容をより具体化・明確化するために改定を行った。

また、平成11年12月の安全協定確認書の改定により、正常状態以外のすべての異常を通報連絡させるよう変更したことから、伊方原子力発電所環境安全管理委員会等で審議のうえ、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」を策定し、平成13年4月から運用を開始しており、情報公開を更に進めるとともに、適時、的確な情報提供に努めている(資料編9-1参照)。

県では、この安全協定に基づき、環境放射線及び温排水並びに放射性廃棄物の保管・管理等について、図2-1-6のとおり厳しく監視を行っている。

図2-1-6 安全協定に定める伊方原子力発電所に係る監視体制



注 安全協定には、上記事項のほかにも損害賠償・紛争等の処理等についても定めている。

平成27年度には、伊方発電所において、法律に基づく国への報告対象トラブルは発生していないが、国への報告対象とならない設備故障や地震観測など、32件の通報連絡が

あった。これらの異常については、いずれも外部への放射能の放出はなく、周辺環境放射線への影響のないものであった。県では、通報連絡のあったすべての異常（負傷等を除く）について、環境放射線テレメータ装置による周辺環境放射線の確認結果や立入調査結果とともに公表し、原子力発電所の情報公開に努めるとともに、設備等の異常については、四国電力株式会社に対して原因と対策の報告書の提出を求め、設備の補修、作業要領書への注意書きの明記、作業員への教育訓練の充実などを実施させ、その改善状況を確認するなど、伊方発電所の安全確保に努めている（資料編9-2参照）。

イ 覚書

伊方発電所のある伊方町の隣接、隣々接である八幡浜市、大洲市、西予市が、四国電力に対して、風評被害への対応を含め、住民の安全確保につながる協定等の締結を要請したことから、平成24年9月に「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」（覚書）を締結した。この覚書は、①の安全協定の範囲内で、主要な施設の設置、変更等の際の手続き、異常時の通報・連絡、立入調査への同行、損害賠償などについて規定しており、3市の住民の安全対策や安心の確保につながる内容となっている。

ウ 伊方原子力発電所環境安全管理委員会

県は、原子力に関する技術的な専門家、各種団体の代表者及び地元代表者等で構成する「伊方原子力発電所環境安全管理委員会」を昭和51年6月に設置し、発電所周辺の環境監視の方法、各種調査結果等の検討を行うとともに、技術的事項については、同委員会に設置している「技術専門部会」において詳細な検討を行ってきたが、東京電力(株)福島第一原発事故以降、原子力安全に関する検討や緊急時の環境モニタリングに関することなど、議論の専門性が高まっていることから、平成25年1月、技術専門部会を「環境専門部会」及び「原子力安全専門部会」に再編し、組織の強化を図った。

平成27年度における管理委員会及び専門部会の活動状況は、表2-1-24のとおりである。平成27年度は、環境放射線等調査結果や新規規制基準に基づく伊方3号機原子炉設置変更許可申請等について審議するとともに、伊方発電所の安全対策の進捗状況等について報告があった。

また、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成12年5月18日制定）に基づき、原子力安全行政に対する県民の理解と信頼を深めるため、管理委員会及び技術専門部会を平成13年2月の会議から一般公開している。

なお、委員会の実務実施については、協定3者で構成する「伊方原子力発電所環境調査技術連絡会」を組織し、必要に応じ会議を開催し、検討を行うとともに、合わせて安全協定の運用等についても協議している。

表2-1-24 平成27年度伊方原子力発電所環境安全管理委員会活動状況

年月日	内 容	
27. 4. 21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊方3号機の新規制基準への適合状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・火山影響評価について ・これまでの原子力安全専門部会審議におけるコメント回答について ○ 新規制基準に基づく伊方3号機原子炉設置変更許可申請の補正について ○ 現地調査について 	原子力安全 専門部会 (会議開催)
27. 7. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規制基準に基づく伊方3号機原子炉設置変更許可申請の審査結果について ○ これまでの原子力安全専門部会審議におけるコメント回答について ○ 原子力安全専門部会として国に確認すべき事項について 	原子力安全 専門部会 (会議開催)
27. 7. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊方3号機の更なる揺れ対策に係る取組みについて 	原子力安全 専門部会 (会議開催)
27. 8. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊方3号機の新規制基準への適合状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの原子力安全専門部会審議におけるコメント回答について ・「原子力安全専門部会として国に確認すべき事項」に対する国からの回答について ・伊方3号機の新規制基準への適合性審査に関する部会報告書のとりまとめの方向性について ○ 伊方3号機の更なる揺れ対策に係る取組みについて 	原子力安全 専門部会 (会議開催)
27. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊方3号機の新規制基準への適合状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・伊方3号機の新規制基準への適合性審査に関する部会報告書について 	原子力安全 専門部会 (会議開催)
27. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について ○ 平成26年度伊方原子力発電所温排水影響調査結果について 	環境専門部会 (会議開催)
27. 8. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について ○ 平成26年度伊方原子力発電所温排水影響調査結果について ○ 伊方3号機の新規制基準への適合性審査について ○ 伊方3号機の更なる揺れ対策に係る取組みについて ○ 平成26年度伊方発電所異常時通報連絡状況について (報告) 	環境安全 管理委員会 (会議開催)
28. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊方3号機の新規制基準への適合状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策の進捗状況について ・工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請等の状況について 	原子力安全 専門部会 (会議開催)
28. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画について ○ 平成28年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画について ○ モニタリングポストの更新・移設について (報告) ○ 愛媛県緊急時モニタリング実施要領の改訂について (報告) 	環境専門部会 (会議開催)
28. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画について ○ 平成28年度伊方原子力発電所温排水影響調査計画について ○ 伊方3号機の再起動の判断に係る経過報告について (報告) ○ 伊方3号機の新規制基準への適合状況等について (報告) <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策の進捗状況について ・工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請等の状況について 	環境安全 管理委員会 (会議開催)

② 環境放射線等調査

本県では、伊方原子力発電所周辺の環境放射線等の状況を監視するため、空間放射線、環境試料の放射能等について、1号機運転開始前の昭和50年度から継続して調査を実施しており、その結果は、四半期毎にとりまとめ公表している（資料編9-3～9-5参照）。

平成27年度の調査結果を国のモニタリング指針に基づき評価した結果は、次のとおりであり、測定結果の概要は、表2-1-25及び表2-1-26のとおりである。

なお、県では、東海村ウラン加工施設臨界事故を踏まえ、平成13年4月からモニタリングポスト5局を増設するなど伊方発電所周辺の環境放射線監視体制を強化するとともに、原子力情報ホームページを開設し、環境放射線等のデータをリアルタイムで公開するなど、広報表示機能の充実強化を図っている（図2-1-7）。

また、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受け、伊方発電所から概ね30km圏にモニタリングポスト12局を増設する（平成25年4月運用開始）とともに、これを含めた空間放射線調査の強化や環境試料の放射能調査の拡充を図り、平成24年度に事前調査を実施のうえ、平成25年度から調査を実施している（図2-1-8）。

図2-1-7 固定モニタリングポスト設置地点（狭域）

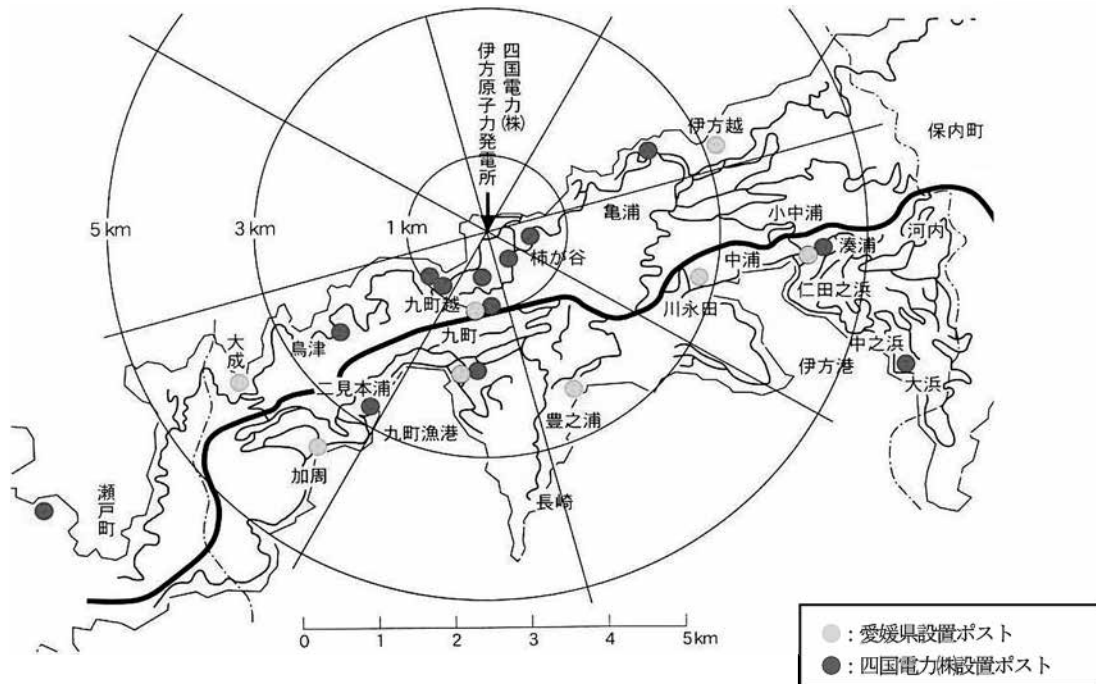
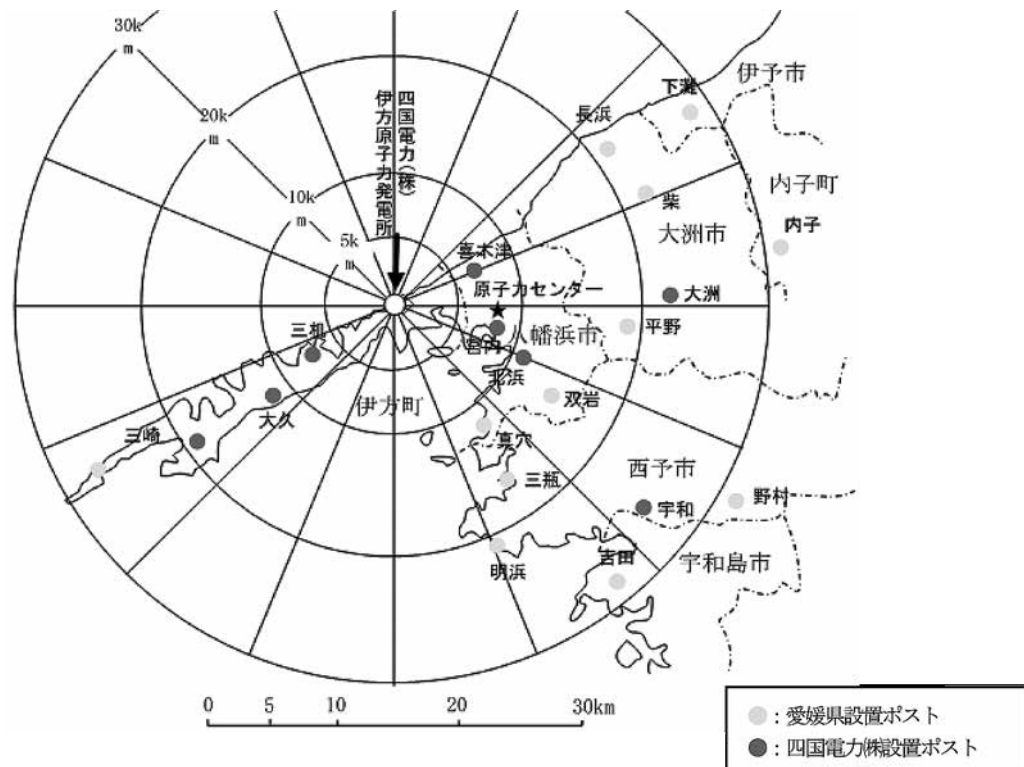


図2-1-8 固定モニタリングポスト設置地点：平成24年度12局増設（広域）



ア 空間放射線

(7) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる線量率^(注)

・発電所周辺（5 km圏内）

伊方原子力発電所からの予期しない放射性物質の放出を監視するため、愛媛県モニタリングステーション1局、モニタリングポスト7局、四国電力㈱モニタリングステーション1局、モニタリングポスト4局で実施しているNaI(Tl)シンチレーション検出器による線量率の連続測定結果は、1時間平均値が最低11、最高118ナノグレイ/時の範囲内にあり、年間平均値は、14～27ナノグレイ/時であった。

なお、測定値が一定の範囲を超えた場合には、気象状況や発電所からの放出状況等を調査するとともに、ガンマ線スペクトルの評価により、その原因解析を行っているが、平成27年度の調査結果からは、発電所からの放出と考えられる線量率の変化は認められなかった。

・広域（5 km～概ね30km圏内）

異常事態又は緊急事態が発生した場合における環境放射線モニタリングの実施体制を整備する目的で平常時における調査範囲を拡大し、平成25年度から測定を開始したものである。愛媛県モニタリングポスト12局、四国電力(株)モニタリングポスト10局で実施しているNaI(Tl)シンチレーション検出器による線量率の連続測定結果は、1時間平均値が最低14、最高154ナノグレイ/時の範囲内であった。平成27年度の線量率測定結果からは、放射線の異常な変動は見られなかった。

(4) モニタリングポイントにおける積算線量

外部被ばくによる線量の状況を知るため、発電所周辺の3市1町の計44地点で実施

している積算線量の測定結果は、年間303～711マイクログレイの範囲にあり、過去の測定値と同程度であった。また、四国電力(株)が測定している25地点において年間338～493マイクログレイであった。

イ 環境試料の放射能

平成27年度の環境試料の放射能調査において、一部の環境試料から検出されたセシウム-137等の人工放射性核種は、伊方原子力発電所1号機運転開始前から継続して検出されているものであり、その分析結果は過去の測定値と比較して同程度であった。これらはいずれも微量であり、人体への影響上問題となるような濃度は認められていない。それ以外の環境試料の分析結果も、過去の測定値と比較して同程度であった。(表2-1-25)

ウ 周辺公衆の線量評価

平成27年度の伊方地域に現に存在する自然放射線や、過去の大気圏内核爆発実験等に起因するセシウム-137等の測定結果を基に評価した周辺公衆の線量は、外部被ばくで0.24～0.37ミリヘルム/年、内部被ばくで0.00015ミリヘルム/年であり、1号機の運転開始前を含む過去の評価結果と比較しても同じ程度であった。

表2-1-25 平成27年度の伊方原子力発電所周辺環境放射線等監視調査結果

項目	実施機関	27年度測定値		昭和60～26年度測定値		単位	備考
空間線量率	発電所周辺 (5km圏内)	愛媛県	8地点	13～118	8地点	9～90 ^(注1)	ナノグレイ /時 モニタリングステーション、ポストで連続測定
		四国電力(株)	5地点	11～83	5地点	10～90 ^(注2)	
	広域(5km～概ね30km圏内)	愛媛県	12地点	15～154	12地点	14～141 ^(注3)	モニタリングポストで連続測定
		四国電力(株)	10地点	14～124	10地点	15～90 ^(注3)	
	積算線量	愛媛県	44地点	303～711 ^(注4)	44地点	297～714 ^(注4)	ナノグレイ /年 3か月毎に読み取り
		四国電力(株)	25地点	338～493	25地点	321～489 ^(注5)	

(注1) 平成13～26年度の測定値を記載している。

(注2) 昭和60～平成26年度の測定値を記載している。

(注3) 平成25年度より測定開始のため、平成25年度～平成26年度の測定値。

(注4) 平成25年度より測定を開始した地点を含む。

(注5) 平成14～26年度の測定値を記載している。

(注6) 平成18～26年度の測定値を記載している。

表 2-1-26 平成27年度の伊方原子力発電所周辺環境放射線等監視調査結果^(注1)

項 目	測定値の範囲 ^(注1、2、3)		単 位	
	平成 27 年度	昭和 50～平成 26 年度		
核種分析・ヨウ素-131	大気浮遊じん	検出されず	検出されず～1.2	ミリベクレル/立方メートル
	陸水	検出されず	検出されず	ミリベクレル/リットル
	土壌	検出されず	検出されず	ベクレル/kg 乾土
	農産食品 (みかん)	検出されず	検出されず	ベクレル/kg 生
	農産食品 (野菜)	検出されず	検出されず	ベクレル/kg 生
	農産食品 (生しいたけ)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 生
	農産食品 (精米)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 生
	農産食品 (製茶)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 乾
	畜産食品 (牛乳)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/リットル
	淡水生物	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 生
	植物	検出されず	検出されず～23	ベクレル/kg 生
	降下物	検出されず	検出されず～6.3	ベクレル/平方メートル・月
	海水	検出されず	検出されず	ミリベクレル/リットル
	海底土	検出されず	検出されず	ベクレル/kg 乾土
	海産生物	検出されず	検出されず～3.0	ベクレル/kg 生
核種分析・セシウム-134	大気浮遊じん	検出されず	検出されず～0.199	ミリベクレル/立方メートル
	陸水	検出されず	検出されず	ミリベクレル/リットル
	土壌	検出されず	検出されず～2.1	ベクレル/kg 乾土
	農産食品 (みかん)	検出されず	検出されず～0.32	ベクレル/kg 生
	農産食品 (野菜)	検出されず	検出されず	ベクレル/kg 生
	農産食品 (生しいたけ)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 生
	農産食品 (精米)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 生
	農産食品 (製茶)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 乾
	畜産食品 (牛乳)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/リットル
	淡水生物	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/kg 生
	植物	検出されず	検出されず～5.6	ベクレル/kg 生
	降下物	検出されず	検出されず～74	ベクレル/平方メートル・月
	海水	検出されず	検出されず	ミリベクレル/リットル
	海底土	検出されず	検出されず～1.1	ベクレル/kg 乾土
	海産生物	検出されず	検出されず～0.044	ベクレル/kg 生

核種分析・セシウム-137	大気浮遊じん	検出されず	検出されず～2.7	ミリベクレル/立方メートル
	陸水	検出されず	検出されず～2.4	ミリベクレル/リットル
	土壌	7.1～22.4	1.2～150	ベクレル/キログラム乾土
	農産食品 (みかん)	検出されず～0.020	検出されず～0.78	ベクレル/キログラム生
	農産食品(野菜)	検出されず	検出されず～0.81	ベクレル/キログラム生
	農産食品 (生しいたけ)	0.262	0.108～0.180 ^(注4)	ベクレル/キログラム生
	農産食品(精米)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/キログラム生
	農産食品(製茶)	検出されず	検出されず～0.15 ^(注4)	ベクレル/キログラム乾
	畜産食品(牛乳)	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/リットル
	淡水生物	検出されず	検出されず ^(注4)	ベクレル/キログラム生
	植物	検出されず	検出されず～13	ベクレル/キログラム生
	降下物	検出されず	検出されず～170	ベクレル/平方メートル・月
	海水	検出されず～2.8	検出されず～9.3	ミリベクレル/リットル
	海底土	検出されず～0.91	検出されず～5.2	ベクレル/キログラム乾土
	海産生物	検出されず～0.14	検出されず～0.67	ベクレル/キログラム生

(注1) 対照地点である松山で採取された環境試料の測定結果を除く。

(注2) 愛媛県測定結果、四国電力(株)測定結果を合わせて示しているため、測定値の範囲は調査結果報告書中の調査機関別の測定値の範囲とは一致しない。

(注3) 四国電力(株)測定の結果のセシウム-134の過去値は、昭和62年度～平成26年度の測定結果。

(注4) 平成25年度に調査範囲拡大したため、平成25年度～平成26年度の測定結果。

③ 環境放射能水準調査

本県では、昭和52年度から、国の委託事業として、過去に行われた大気圏内核爆発実験等による放射能汚染の影響を把握するため、食品中の放射能等の調査を実施している。

また、大気圏内核爆発実験等による環境への放射能汚染の恐れがある場合、国の指示により緊急時調査を実施することとしており、平成27年度は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受けた緊急時調査を継続して実施した。平成27年度は、松山市、新居浜市、今治市、八幡浜市及び宇和島市に設置しているモニタリングポストにより、空間線量率を測定するとともに、松山市等の降下物や野菜等8種類の試料の核種分析を行った。その結果は、表2-1-27、表2-1-28のとおりであり、過去の大気圏内核爆発実験等の影響とみられる人工放射性核種が検出されているが、いずれも微量であり、人体に影響があるような放射線線量率及び放射性物質濃度は認められていない。

表 2-1-27 空間線量率測定結果

測定器	測定場所	平成27年度 測定値	平成16～26年度 ^(注1) 測定値	単位
モニタリングポスト (DBM方式、月平均値)	松山市 ^(注2)	74～119	75～116 ^(注2)	ナグレイ/時
	新居浜市	63～140	60～132 ^(注3)	
	今治市	64～100	61～111 ^(注3)	
	八幡浜市	47～114	47～88 ^(注3)	
	宇和島市	54～105	53～92 ^(注3)	

(注1) モニタリングポストによる測定は、平成4年度から実施しているが、平成17年1月20日にモニタリングポストの機器を簡易遮へい方式からDBM方式に更新していることから、過去の測定値は、更新以降の値を記載している。

(注2) モニタリングポスト松山局は、平成27年2月に移設を実施しているため、過去の測定値は平成26年度の測定結果。

(注3) 平成24年3月から測定を開始したため、平成24年度～平成26年度の測定結果。

表 2-1-28 ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果

試料名	放射性物質 ^(注1) の種類	平成27年度測定値	昭和52年度～ 平成26年度測定値	単位	試料採取場所
大気浮遊じん	セシウム-137	検出されず		ミリベクレル/m ³	八幡浜市
降下物	セシウム-137	検出されず	検出されず～52	メガベクレル/km ²	松山市
陸水(蛇口水)	セシウム-137	検出されず	検出されず～2.2	ミリベクレル/l	八幡浜市
土壌	セシウム-137	5.6～18	1.4～45	ベクレル/kg乾土	松山市
ほうれん草	セシウム-137	0.063	検出されず～0.14	ベクレル/kg生	松山市
牛乳	セシウム-137	検出されず	検出されず～0.22	ベクレル/l	東温市
魚類(さば)	セシウム-137	0.098	0.068～0.41	ベクレル/kg生	伊予灘

(注1) セシウム-137以外の放射性物質は、検出されていない。

④ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による県内影響監視調査

県では、平成23年3月11日の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故発生後、3月15日から県内への影響の監視を強化している。これまでの結果は、表2-1-29～33に示すとおり、大気浮遊じん等の環境試料から、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響とみられる人工放射性核種が検出されているが、いずれも微量であり、人体に影響があるような放射線線量率及び放射性物質濃度は認められていない。

なお、23年6月以降は同事故の影響とみられる人工放射性核種は検出されていない。

表 2-1-29 空間線量率の調査結果

測定場所	測定日	測定値 [マイクロシーベルト /時]	参考(過去の範囲) [マイクロシーベルト/時]
松山市(モニタリングポスト1か所) ^(注1)	23.3.11~27.2.16	0.040~0.084	0.045~0.074 ^(注2)
松山市(モニタリングポスト1か所) ^(注1)	27.2.17~27.3.31	0.075~0.116	—
松山市(サーベイメータ1か所) ^(注1)	23.6.13~27.2.10	0.074~0.096	—
伊方町(モニタリングステーション1か所、 同ポスト7か所)	23.3.11~27.3.31	0.010~0.086	0.009~0.090 ^(注2)
四国中央市(可搬型モニタリングポスト1か所)	23.3.17~23.12.27	0.028~0.080	—
県下全市町(サーベイメータ20か所)	23.6.23~23.6.24 ^(注3)	0.025~0.086	—

(注1) モニタリングポスト松山局は、平成27年2月16日から17日の期間で衛生環境研究所(屋上)から産業技術研究所の敷地(地上1m)に移設を実施しているため、上段に移設前の測定結果、下段に移設後の測定結果を示している。また、サーベイメータによる測定はモニタリングポスト松山局の検出器高さが移設に伴い、1m高さとなったため、平成27年2月10日以降、測定を行っていない。

(注2) 現行と同様の測定開始~H21年度までの値を記載。松山はH17~、伊方は局別にS50、S55、H13~。

(注3) 一部市町は伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査として4.20、4.28、6.2、6.14に実施。

表 2-1-30 大気浮遊じんの調査結果

採取場所	採取日	放射性物質の種類	状態	測定値 [ミリベクレル/m ³]		参考 (過去の最大値) [ミリベクレル/m ³]	原発周辺監視区域外 の空气中濃度限度 [ミリベクレル/m ³]
				~23年5月	23年6月~		
八幡浜市 (原子力センター)	23.3.15 ~ 28.3.31	ヨウ素-131	ガス	検出されず~14	検出されず	—	5,000
		ヨウ素-131	塵	検出されず~7.8	検出されず	150 ^(注1)	
		セシウム-134	塵	検出されず~12	検出されず	19 ^(注1)	20,000
		セシウム-136	塵	検出されず~0.37	検出されず	3.5 ^(注1)	100,000
		セシウム-137	塵	検出されず~11	検出されず	37 ^(注1)	30,000
		ニオブ-95	塵	検出されず~0.17	検出されず	7.0 ^(注2)	70,000
		テクネチウム-99m	塵	検出されず~0.22	検出されず	—	6,000,000
		テルル-129m	塵	検出されず~5.4	検出されず	48 ^(注1)	20,000
テルル-132	塵	検出されず~0.23	検出されず	63 ^(注1)	20,000		

(注1) チェルノブイリ原発事故の監視強化調査での測定値(いずれもS61.5採取分)

(注2) 通常の伊方原発周辺監視調査での測定値(第26回中国核実験実施後のS56.4採取分)

表 2-1-31 降下物・降水の調査結果

採取場所	採取日	放射性物質 の種類	測定値[ベクレル/m ² ・日]		参考(過去の最大値) [ベクレル/m ² ・日]
			～23年5月	23年6月～	
八幡浜市 (原子力センター)	23.3.15～28.3.31	ヨウ素-131	検出されず～2.3	検出されず	51 (注1)
八幡浜市 (原子力センター)	23.3.15～28.3.31	セシウム-137	検出されず～3.7	検出されず	20 (注1)

(注1) チェルノブイリ原発事故の監視強化調査での測定値 (S61.5 採取分)

表 2-1-32 水道水の調査結果

採取場所	採取日	放射性物質 の種類	測定値 [ミリベクレル/l]	参考(過去の最大値) [ミリベクレル/l]
八幡浜市 (原子力センター)	23.3.15～27.3.31	検出されず		セシウム-137 1.1 (注1)

(注1) 文部科学省委託による放射能水準調査での測定値 (第26回中国核実験実施後のS56.6 採取分)

表 2-1-33 海洋試料の調査結果

試料の種類	採取場所	採取日 (注1)	放射性物質 の種類	測定値	単位
ほんだわら	伊方町九町越沖	23.4.19	ヨウ素-131	0.95	ベクレル/kg 生
		23.7.17	検出されず		ベクレル/kg 生
		23.10.11			
		24.2.8			
むらさきいがい	伊方町九町越沖	23.4.19	検出されず		ベクレル/kg 生
		23.8.6			
		23.10.11			
		24.2.8			
海水	燧灘、伊予灘、宇和海	23.5.16	検出されず		ミリベクレル/l
		23.7.25～28			
		23.10.17～20			
		24.1.16～18			

(注1) 測定結果に異常がないため、平成24年4月以降は通常調査へ移行した。

6 その他の公害防止対策

(1) 公害の苦情処理

県関係機関及び市町が受理した公害苦情件数は、表2-1-34のとおりであり、平成27年度は、794件と、前年度（926件）に比べて、132件（14.3%）減少した。

① 県市町別苦情受理件数

平成27年度の県関係機関での受理件数は、100件で、前年度より25件減少した。また、市の受理件数は、595件で、前年度に比べて100件減少しており、町の受理件数は、99件で、前年度より7件減少している。

表2-1-34 県、市、町村別公害苦情受理件数

年度	県	市	町	合計
H23	111	735	96	942
H24	120	772	87	979
H25	126	704	102	932
H26	125	695	106	926
H27	100	595	99	794

出典：公害苦情調査

② 種類別苦情受理件数

苦情受理件数を種類別に見ると、典型7公害で最も多いのは、大気汚染の208件で、次いで騒音155件、悪臭130件、水質汚濁111件の順となっており、典型7公害以外の苦情件数は、179件であった。典型7公害以外の公害で最も多いのは、廃棄物不法投棄の71件であった。（表2-1-35）。

表2-1-35 種類別公害苦情処理件数

年度	合計	典型7公害								典型7公害以外の苦情
		小計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
H23	942	741	323	152	2	143	6	0	115	201
H24	979	755	322	112	1	151	11	0	158	204
H25	932	693	263	133	1	149	8	0	139	239
H26	926	698	273	117	2	169	9	0	128	228
H27	794	615	208	111	2	155	9	0	130	179

出典：公害苦情調査

③ 公害苦情処理担当職員数

公害に関する苦情の適切な処理を図るため、公害苦情処理事務の担当職員として、県では77人、市町では100人の職員を配置している。

(2) 公害紛争の処理

公害を巡る紛争は、因果関係の解明が困難なことから、紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき、紛争を処理する機関として、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会又は本県のように公害審査委員候補者が設置されている。

平成8年度の制度発足以来、本県で調停申請があった事件一覧については、表2-1-36のとおりである。

表 2 - 1 - 36 公害審査会係属事件一覧

事件の表示	請求の概要	最結区分
平成8年(調)第1号事件	松枯れ対策の農薬空中散布により、周辺住民は大気・水質・土壌汚染による健康被害を受けているので、散布を中止すること。	平成9年4月申請取下げ
平成9年(調)第1号事件及び第2号事件	松枯れ対策の農薬空中散布により、周辺住民は大気・水質・土壌汚染による健康被害を受けているので、散布を中止すること。	平成11年8月調停打ち切り
平成9年(調)第3号事件及び第4号事件	松枯れ対策の農薬空中散布により、周辺住民は大気・水質・土壌汚染による健康被害を受けているので、散布を中止すること。	平成11年8月調停打ち切り
平成25年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音により、不眠等の被害が生じているので、夕方17時から朝8時まで工場の操業を停止すること。	平成26年5月調停打ち切り
平成26年(調)第1号事件	申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、産業廃棄物焼却施設を操業しないこと。	平成26年11月調停打ち切り

(3) 公害防止協定（環境保全協定）の締結

公害防止協定（環境保全協定）は、地方公共団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を、相互の自発的な合意形成により対等関係で締結するものであり、法律、条例と並び、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための有力な手段として定着している。

本県では、国家的プロジェクトや県有地に企業誘致を行う場合などに協定を締結しており、平成28年3月31日現在、県が締結している公害防止協定（環境保全協定及び安全協定を含む。）は、表2-1-37のとおり、7件である。

表 2 - 1 - 37 公害防止協定の締結状況

協定の名称	対象事業所	協定当事者		締結年月日	改正
		地方公共団体	企業		
公害防止協定	住友重機械工業(株)東予工場	愛媛県	住友重機械工業(株)	昭和46年8月19日	
環境保全協定	住友共同電力(株)壬生川火力発電所	愛媛県西条市	住友共同電力(株)	昭和48年4月13日	昭和52年6月1日一部改正 平成13年4月20日一部改正 平成22年6月4日一部改正
安全協定	四国電力(株)伊方原子力発電所	愛媛県伊方町	四国電力(株)	昭和51年3月31日	昭和60年4月16日一部改正
環境保全協定	日本地下石油備蓄(株)菊間事業所	愛媛県今治市	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成6年1月26日	
環境保全協定	日新製鋼(株)東予製造所	愛媛県西条市	日新製鋼(株)	平成10年10月15日	
環境保全協定(建設工事分)	日本液化石油ガス備蓄(株)波方基地	愛媛県今治市	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成14年3月1日	
環境保全協定(操業分)	日本液化石油ガス備蓄(株)波方基地	愛媛県今治市	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成15年10月27日	